

## 振込専用口座サービス利用規定

PayPay 銀行株式会社（以下、当社という。）は、振込専用口座サービスに関する利用規定を次のとおり定める。  
お客さまが、当社から振込専用口座サービスの提供を受ける場合、本規定の定めを確認し、同意したものと取り扱う。

本規定は、預金口座取引一般規定および BUSINESS ACCOUNT 規定に付帯するものとし、付帯元規定の各条項と本規定が矛盾、抵触する場合は、本規定が優先して適用される。

### 第 1 条（定義）

本規定における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

#### (1) 振込専用口座

当社が、法人・個人事業主向け普通預金口座（BUSINESS ACCOUNT）を保有するお客さまからの申し込みを受けて発番する、振込金の収納専用口座番号のことをいう。便宜上「振込専用口座」と呼称するが、預金口座ではない。

#### (2) 収納口座

本サービスの利用にあたり、お客さまが振込入金の振替先として指定する、お客さま名義の普通預金口座をいう。

#### (3) 本サービス

振込専用口座サービスのことで、振込専用口座宛に振込入金があった場合、その都度、入金された資金をお客さま指定の収納口座に振り替えるサービスをいう。

#### (4) お客さま

当社所定の方法により本サービスの利用を申し込み、当社がこれを応諾した法人または個人事業者をいう。

#### (5) サービス利用料

本サービス利用の対価として、当社が定める利用料をいう。

#### (6) 本契約

本サービスの利用申込に係る契約をいう。

### 第 2 条（利用申込と契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望するお客さまは、当社所定の方法により、サービスの利用申込を行う。利用申込は、次の規定等に定める内容を確認し、内容に同意したうえで行う。

#### (1) 本規定

#### (2) 一般規定

#### (3) その他、当社が本サービスについてホームページに記載する事項

2. 前項の利用申込を受けた当社は、当社所定の方法によりお客さまに承諾の意思を表示する。この承諾をもって、お客さまと当社の間で本契約が成立する。

### 第 3 条（振込専用口座の発番および割り当て等）

1. お客様は、当社所定の方法により振込専用口座の発番を申し込む。
2. 当社は、前項の申し込みを受けて、振込専用口座を発番する。  
なお、振込専用口座の発番は 100 口座単位とし、発番数の上限数 3,000 口座とする（発番した口座を解約した場合、解約分も含めたのべ発番数の上限を 3,000 口座とする。）
3. 当社は、振込専用口座の割り当てを行わない。お客様は、お客様の任意で振込専用口座を振込人に割り当て、お客様の管理において振込人による振り込みの確認を行う。

#### 第 4 条（振込入金資金の振り替え等）

1. 当社は、振込専用口座宛の振込入金の処理が完了した後、速やかに振込入金された資金を当該振込専用口座に係る収納口座に振り替える。なお、1 つの振込専用口座に振込入金された資金を、複数の収納口座に振り替えることはできない。
2. 当社は、前項の定めにしたがい振り替えを行った後、収納口座の普通預金明細に当該振替に係る当社所定の情報を表示する。
3. 当社は、振込専用口座宛に振り込まれた資金について、振込人より組戻依頼があり、お客様がこれに同意した場合、収納口座より組み戻しを行う。
4. 振込専用口座から収納口座への資金の振り替えは、当社所定の振込サービスを利用した振り込みについてのみ使用できるものとする。

#### 第 5 条（振込専用口座の追加および削除）

お客様は、振込専用口座の追加または削除を希望する場合、当社所定の方法により申し込む。

#### 第 6 条（収納口座の変更等）

1. お客様は、原則として収納口座を変更できない。
2. お客様は、本サービスにおいて複数の収納口座の利用を希望する場合、収納口座ごとに本サービスの利用申込を行う。

#### 第 7 条（取扱時間等）

1. 本サービスの取扱時間ならびに振込専用口座の解約受付時間は、原則として、24 時間 365 日とする。ただし、当社が、システム点検のため、またはシステム障害その他のやむを得ない事由により営業を停止している場合はこの限りではない。
2. 毎日 23 時 58 分から 0 時 5 分の時間、収納口座となる普通預金口座は、振込専用口座を経由した入金以外の入出金 PayPay 銀行口座間の振り込みを受け付けることができない。
3. 振込専用口座は発番後即時に利用可能となるものとし、利用開始日時を指定しての発番予約はできない。  
ただし、毎月末日の 23 時以降に発番した振込専用口座については、翌月 1 日の 0 時より利用可能となる。
4. 毎月末日の 23 時から、翌月 1 日の月額利用料引落処理が完了するまでの時間帯は、振込専用口座の解約を受け付けない。

## 第 8 条（相互協力）

本サービスに関し不正利用を認識した場合、お客さまと当社は、速やかに実施可能な対策（被害を最小限にとどめる措置を含む。）を講じたくえで、相手方と協力して原因の究明および対策を行う。お客さまおよび当社は、あらかじめ不正利用防止に関する対策の具体的内容や期限等を当社と協議のうえ、必要な対策を講じるものとする。

お客さまが期限内に必要な対策を講じない場合またはお客さまが講じた対策が当社の求める水準に至らない場合、当社はお客さまに事前に通知したくえで、本契約の一部または全部のサービスを、当社の判断により制限または一時停止することができる。

## 第 9 条（情報提供への協力等）

1. 当社は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策をはじめとする金融機関等に求められる義務の履行のため、お客さまの調査を行うことができる。当該調査に際し、当社はお客さまに、次の確認を依頼し、報告を求めることができる。

(1) 発生した取引に関する、取引内容や取引目的等

(2) お客さまの営む事業や扱う商品サービス等

(3) 法令（マネー・ローンダリング、テロ資金供与に係る内外法令等を含む。以下同じ。）の遵守状況やコンプライアンス態勢の整備状況等をはじめとする社内管理態勢

2. お客さまは、前項に基づく当社からの依頼を受けた場合、当社が定める方法により、速やかに回答しなければならない。

3. 当社は、法令の定めもしくは政府機関または裁判所等の公的機関の命令等があった場合、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策をはじめとする金融機関等に求められる義務の履行のため、前項で取得した情報およびお客さまの個人情報を開示することができる。

## 第 10 条（遵守事項）

1. お客さまは、本サービスを利用するにあたり、次の各号に定める事項を遵守する。

(1) 当社がお客さまの商品・役務の提供に関与していると誤認を生ぜしめるおそれのある説明あるいは表示をしない。

(2) 2024 年 5 月 1 日以降に発番された振込専用口座を、資金や代金の回収代行業者（収納代行業、決済代行業などの名称を問わず、これらに類する事業を含む。）の回収代行に使用しない。

(3) 次のいずれかに該当する商品や役務について、本サービスを利用しない。

ア. 公序良俗に反するもの

イ. 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他法律、政令、省令、条例、条約、業界規制等に違反するもの（オンラインカジノおよび日本国で金融商品取引業の登録が無い業取引（いわゆる海外 FX など）を含む。）

ウ. 当社または第三者の肖像権、知的所有権、知的財産権をはじめとする権利を侵害、または侵害するおそれのあるもの

エ. 当社のサービス運営を妨害するもの、当社の信用を毀損し、もしくは当社の財産を侵害するもの、当社または第三者に不利益を与えるもの

オ. 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により当社または第三者の個人情報を収集するもの

カ. 反社会的あるいは反道徳的な行為を目的とするもの

キ. 次に掲げる類の公序良俗に反する表現・内容を含むもの

(ア) 犯罪を肯定・美化する表現・内容

(イ) 性に関する表現で、青少年の保護育成に反すると思われる表現・内容

(ウ) 醜悪・残酷な表現で、消費者に不快感を与えるおそれのある表現・内容

(エ) 不良商法・詐欺的とみなされる表現・内容

(オ) 非科学的・迷信に類するもので、消費者を惑わせたり不安を与える表現・内容

ク. 誹謗中傷・人権侵害になる表現・内容を含むもの

ケ. その他、当社が不適当と判断したもの

(4) お客さまは、日本国内の取引において、本サービスを利用することができる。お客さまは、海外送金に関する決済に本サービスを利用してはならない。

(5) 旅行商品や酒類等、取り扱いに際し許認可を要する商品または役務について本サービスを利用する場合には、必要な許認可等を取得する。もし、当該許認可等を停止または取り消された場合は、直ちに当該許認可等に係る商品または役務について、本サービスの利用を停止する。

2. 本サービスが、法令等や公序良俗に反する行為に使用された場合で、振込仕向銀行または不正使用の被害者から当社に対し、不正使用された、またはそのおそれがある資金の返却要求がなされたとき、当社およびお客さまは次のとおり対応する。

なお、本項は、お客さまが本サービスを解約した後、ならびに当社が本サービスの提供を中止または終了した後も引き続き効力を有する。

(1) 資金の返却要求を受けた当社は、任意の方法で、お客さまに返却要求が到来した旨を連絡する。

(2) 前号の連絡を受けたお客さまは、速やかに資金返却に対する承諾可否を回答する。返却要求に応じない場合、お客さまは当社に対し、当該資金が不正使用にて得られたものではないことを誠意をもって説明する。

(3) 当社から振込仕向銀行または不正使用の被害者に対し、前号の回答内容を伝える。

#### 第 11 条 (サービス利用料等)

1. 振込専用口座の月額サービス利用料は次のとおり(税別)とする。

(1) 基本料 : 1,000 円

(2) 口座利用料 : 振込専用口座 100 口座あたり 200 円

2. 本サービスにおいて複数の収納口座を利用する場合、基本料は収納口座ごとに発生する。

3. 月額サービス利用料は先払いとし、口座発番時に初月分を収納口座より引き落とす。また翌月以降については、毎月 1 日に当月利用分を収納口座より引き落とす。

4. 次のいずれの場合においても、当月における振込専用口座の月額サービス利用料が全額発生するものとし、日割による清算は行わない。

(1) 月中に振込専用口座を発番した場合

(2) お客さまが月中に振込専用口座の全部または一部を解約した場合

5. 発番済の振込専用口座の月額サービス利用料が、収納口座の残高不足により引き落としできない場合、当社は収

納口座に月額サービス利用料相当額の入金を確認次第、ただちに再引き落とし処理を行う。

6. 振込専用口座の月額サービス利用料の支払いが当月 10 日までに確認できない場合、当社は、当該収納口座に紐づくすべての振込専用口座の利用を、ただちに停止できる。当社は、当月分の月額サービス利用料の入金を確認したとき、料金の未払いによる利用停止を解除する。
7. 当社が前項ならびに第 12 条第 1 項のいずれかにおける事由で、月中に振込専用口座を停止または終了した場合についても、当月の振込専用口座の月額サービス利用料は、全額発生する。

#### 第 12 条（本サービスの変更、中止または終了）

1. 当社は、当社所定のインターネットホームページで事前に告知することにより、本サービスの内容を変更できる。  
なお、変更に伴いお客さまのシステムに改変等の必要が生じる場合、お客さまは、自己の責任と負担においてお客さまのシステムの改変等を行う。
2. 当社は、当社所定のインターネットホームページで事前に告知することにより、本サービスの提供を中止または終了することができる。

#### 第 13 条（本サービス提供の終了等）

1. お客さまは、払い出しを受けた振込専用口座の解約を希望する場合、当社ホームページにて解約手続を行う。
2. 振込専用口座の解約は、発番時の申込単位で行う。同一の申し込みにて発番した振込専用口座を、その一部のみの解約することはできない。
3. お客さまは、本契約の解除を希望する場合、当社ホームページにて解約手続を行う。
4. 当社またはお客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約は直ちに終了する。
  - (1) 本サービスまたは銀行機能を提供または利用するために必要な許認可が取り消された場合
  - (2) 破産または特別清算手続の開始決定があった場合
5. 当社またはお客さま（以下、本条において「解約当事者」という。）は、相手方（以下、本条において「違反当事者」。）が次の各号のいずれかに該当すると判明したとき、何らの通知をすることなく、本契約を解除することができる。なお、解約により違反当事者に損害が生じた場合にも、違反当事者は解約当事者に何らの請求もできない。
  - (1) 経済制裁対象者に該当する場合
  - (2) 本規定各号に基づく表明に関して虚偽の申告をした場合
  - (3) 本規定について重大な違反があった場合
  - (4) 本サービスまたは本銀行機能に関する業務停止命令または業務改善命令等の処分を監督官庁等から受けた場合（ただし違反当事者が業務改善命令を受けたものの、解約当事者による当該事由に基づく解約がなされる前に、違反当事者が、業務改善計画を監督官庁等に提出し受理されたことを、書面等により解約当事者に通知した場合は、違反当事者が当該業務改善計画に沿って業務を継続していると認められる限り、解約当事者は当該事由のみを理由とする解約をできないものとする。）
  - (5) 所有する財産について、第三者から仮差押、仮処分、保全差押もしくは差押の命令、通知が発送されたとき、またはその他の強制執行の申し立てを受けた場合
  - (6) 支払停止の状態になった場合、または手形交換所もしくは電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合

- (7) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の法的整理手続もしくは私的な債務整理手続の開始を申し立てた場合、またはこれらについての申し立てを受けた場合
6. お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は直ちに本サービスの提供を停止し、またはお客さまに何らの通知を要さず、直ちに本契約を解除できる。本項によるサービスの停止または契約の解除によってお客さまに生じた損害については、当社は一切責任を負わない。また、当社に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負うものとする。
- (1) 預金口座取引一般規定第 18 条第 1 項に定める暴力団員等に該当する場合または同項各号のいずれかに該当する場合
- (2) 預金口座取引一般規定第 18 条第 2 項各号に定める行為（不当要求行為等）をした場合
- (3) 預金口座取引一般規定第 18 条第 1 項および第 2 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
7. お客さまは、当社が次の各号のいずれかに該当する場合には、相当の期間を定めて催告のうえ、本契約を解除できる。
- (1) 本契約について違反があった場合
- (2) 解散、合併、会社分割、事業の全部または重要な一部の譲渡を決定した場合（ただし、本提携先サービスまたは本銀行機能に係る事業が対象とならない合併、会社分割もしくは事業の譲渡または本提携先サービスまたは本銀行機能に係る事業のすべてが解約当事者が適当と認める第三者に承継される合併、会社分割もしくは事業の譲渡を除く。）
8. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、お客さまに通知することなく一部または全部のサービスを停止または契約を解除できる。なお、当社は、本項に基づく契約の解除によりお客さまに生じた損害について一切責任を負わない。
- (1) 本サービスの利用に必要なお客さまの口座（お客さまが指定した利用料等の引落口座を含む。）が解約された場合
- (2) お客さまが当社に届け出た事項の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましが判明した場合またはそれらの疑いがあると当社が判断した場合
- (3) お客さまが当社に届け出た事項の全部または一部につき、届出もしくは記載の懈怠があること、または記載内容に明白な誤りがあることが判明した場合
- (4) お客さまの営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合
- (5) お客さまが事業の一部または全部を休止または終了する場合
- (6) お客さまの事業に必要な許認可が取り消された場合
- (7) お客さまが解散または合併の決議をした場合、もしくは会社の財産の全部または重要な一部を第三者に譲渡する場合
- (8) お客さまについて、破産、民事再生、会社更生または特別清算手続開始の申し立てがあった場合
- (9) 収納口座からの利用料引き落としが長期にわたり実施できず、お客さまに支払いの意思がないと当社が判断した場合
- (10) お客さまが本規定または当社の定めるその他の規定に違反した場合
- (11) お客さまが本規定の変更に同意しない場合
- (12) 本サービス法令等や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当社が判断した場合、もしくは犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当社が判断した場合

- (13) 警察、検察、裁判所、消費者センター、監督官庁等の公的機関、または弁護士、司法書士その他これらに類するもの、または振込仕向銀行から、振込専用口座が不正に使用されているまたはそのおそれがある旨の照会があった場合、もしくはお客さまが本サービスの利用申込の際に虚偽の申告をしていた場合
  - (14) 本サービスがお客さまもしくは第三者によって不正に使用された、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
  - (15) サイバー攻撃等により、セキュリティ上の危険が生じた場合
  - (16) 本項各号に該当する疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認に応じない場合（当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまお届けの住所へ発送した通知書が不着のため当社に返送された場合、およびお届けの電話番号や電子メールアドレス等への連絡がとれない場合等を含む。）
  - (17) その他、当社が本契約の継続が困難と判断するに足る相当の事由が生じた場合
9. 前項までの記載によりサービスを停止した場合で、お客さまから合理的な説明がなされたこと等により、停止に至った原因となる事由が解消されたと当社が認めるとき、当社はサービスの停止を解除できる。

#### 第 14 条（免責）

当社は、次の各号に定める場合、当該事由に起因して生じた本サービスに係る損害について一切責任を負わない。

- (1) 当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピューターの障害等により本サービスの取り扱いに遅延・不能等が生じたとき
- (2) 当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴がなされたこと等により取引情報等が漏えいしたとき
- (3) 天災・火災・騒乱等の不可抗力、お客さまもしくは通信事業者など第三者の通信機器・回線・コンピューターの障害ならびに電話の不通等、または裁判所など公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- (4) 当社以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき
- (5) 当社の責めに帰すべき事由がないとき
- (6) 当社が本サービスの内容を変更し、または本サービスの提供を中止もしくは終了したとき
- (7) 第 12 条に基づき、当社が振込専用口座の発番を停止もしくは終了または本サービスの提供を停止もしくは終了したとき

#### 第 15 条（準拠法および裁判管轄）

- 1. 本利用規定は、日本法を準拠法とする。
- 2. 本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 16 条（本規定の変更）

- 1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更する。
- 2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知する。
- 3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内

容に応じて相当の期間をおくものとする。

以上

【2025年4月10日】